（監視部に置く課等）

第三百五十八条　監視部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

密輸対策企画室

２　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官五人及び保税地域監督官一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第三百五十九条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三百四十六条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　支署、出張所及び監視署の分掌する第三百四十六条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

（密輸対策企画室の所掌事務）

第三百六十条　密輸対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三百四十六条第一項第一号に掲げる事務の実施に関する企画及び立案に関すること。

二　第三百四十六条第一項第一号に掲げる事務に必要な機器の導入に関する企画及び立案並びに当該機器の運用に関すること。

（統括監視官の職務）

第三百六十一条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二　とん税及び特別とん税の確定に関すること。

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

四　保税工場、総合保税地域並びに関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場の製造歩留りの調査及び査定に関すること。

五　コンテナーに関する通関条約の実施に関すること。

六　保税地域外における外国貨物の蔵置の許可に関すること。

七　輸入貨物の運送に関する承認に関すること。

（特別審査官の職務）

第三百五十八条　特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、沖縄地区税関長が指定するものを分掌する。

２　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（通関業監督官の職務）

第三百五十九条　通関業監督官は、第三百十条に規定する事務及び転職等給付金に関する事務（会計課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（統括調査官の職務）

第三百六十条　統括調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸入貨物に係る仕入書その他課税価格に関する資料の調査、整理及び保存に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、貨物の価格調査に関すること（統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）。

三　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関すること。

四　前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割の確定に関すること。

五　相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税の調査に関すること。

六　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

七　国際観光旅客税に係る帳簿（国外事業者に係るものに限る。）の整理及び保存に関すること。

２　前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入された貨物に係るものについては、統括審査官において行わせることができる。

３　第一項各号に掲げる事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（統括審理官の職務）

第三百六十一条　統括審理官は、第三百三十二条第一項各号に掲げる事務（特別審理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

２　前項の規定にかかわらず、第三百三十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する犯則事件に係るものについては、統括監視官において行わせることができる。